

平成20年11月7日



## 緊急保証制度の業種を追加指定します。

10月31日から新たな保証制度である「緊急保証制度」が開始されたところです。

今般、本保証制度にソフトウェア業など、73業種を追加指定することとなりました。先の545業種の決定以降、景況の悪化が明らかになった業種について、緊急に追加するものです。

この結果、全体で618業種が対象業種となります。

1. 追加指定業種は、11月14日から本保証制度の対象となります。
2. 対象業種の中小・小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部金融課長 藤木 俊光

担当者：山口、銀澤、福田

電話：03-3501-1511(内線：5271)

## 原材料価格高騰対応等緊急保証制度の 特定業種追加指定について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について)

指定期間:平成20年11月14日～平成22年3月31日

野菜漬物製造業	乾物小売業
製茶業	他に分類されない飲食料品小売業
整毛業	外国語会話教授業
スカーフ・マフラー製造業	他に分類されない金属製品製造業
ハンカチーフ製造業	建設機械・鉱山機械製造業
毛布製造業	化学繊維機械・編組機械製造業
帆布製品製造業	製織機械・編組機械製造業
繊維製袋製造業	染色整理仕上機械製造業
刺しゅう製造業	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
他に分類されない繊維製品製造業	パイプ加工・パイプ附属品加工業
機械すき和紙製造業	玉軸受・ころ軸受製造業
工業用革製品製造業	ピストンリング製造業
アルミニウム第2次精錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む。)	各種機械・同部分品製造修理業
配管工事用附属品製造業	受託開発ソフトウェア業
その他の暖房・調理装置製造業	パッケージソフトウェア業
金属製品塗装業	情報処理サービス業
金属彫刻業	情報提供サービス業
電気めっき業	その他の情報処理・提供サービス業
金属熱処理業	倉庫業
その他の金属表面処理業	冷蔵倉庫業
繊維原料卸売業	港湾運送業
系卸売業	他に分類されない運輸に附帯するサービス業(添乗サービス、ツアーオペレーター業に限る。)
飲料卸売業	生糸・繭卸売業
茶類卸売業	他に分類されない教育、学習支援業(日本語学校に限る。)
塗料卸売業	広告制作業
染料・顔料卸売業	旅行業
油脂・ろう卸売業	旅行業者代理業
鉄スクラップ卸売業	ボウリング場
自動車卸売業(二輪自動車を含む。)	産業廃棄物収集運搬業
自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く。)	産業廃棄物処分業
自動車中古部品卸売業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの。)	特別管理産業廃棄物処分業
コンビニエンスストア(食料品を中心とするものに限る。)	自動車一般整備業(範囲変更)
飲料小売業	その他の自動車整備業
茶類小売業	広告代理業
料理品小売業	屋外広告業
豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	他に分類されない広告業

## 業種指定の拡大(緊急保証制度)

保証制度の拡充を求める中小企業をほぼ全てカバー

